

議案第 3 1 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 3 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

宿泊費の上限額を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

職員の旅費に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第448号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「19,000円」を「21,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

職員の旅費に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第3章 宿泊費等 (宿泊費及び包括宿泊費)</p> <p>第14条 宿泊費の額は、<u>21,000円</u>を超えない範囲内で地域の実情を勘案して規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p> <p>2 省略 以下省略</p>	<p>第3章 宿泊費等 (宿泊費及び包括宿泊費)</p> <p>第14条 宿泊費の額は、<u>19,000円</u>を超えない範囲内で地域の実情を勘案して規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p> <p>2 省略 以下省略</p>